

2026年4月21日  
第11回AI時代の知的財産権検討会

# 生成AIプリンシプル・コード案に対する JIPA意見概要

～産業横断の視点からの意見～

一般社団法人日本知的財産協会  
専務理事 上野剛史



# 前提

- ✓ 日本のAI法や人工知能基本計画等に則り、AIの利活用と技術革新の好循環の実現を目指すための事業活動を推進
  - ✓ 官民が連携し、「信頼できるAI」を追求し「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」へ
- 
- 本コードの目的「生成AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保する」は、我が国のAI法等と同じ考え方を示しており、産業界としても賛同
  - AIの社会実装は、経済成長や国民生活の発展に寄与するものであり、また経済安全保障の観点から重要。規制対応に伴う負担は国内開発・投資等に影響を与えうる
  - 制度設計においては、我が国ならではの信頼性や安全性に配慮しつつも、国内外のAI基盤モデルとの使い分け・連携と日本独自のAI技術力の強化を踏まえ、中長期的なイノベーション促進と規制のバランスが重要な論点

AI事業者や利用者の懸念に加え、コンテンツ事業者の観点も踏まえた、産業横断の立場からの意見

- ✓ ソフトローの柔軟性は維持しつつ、営業秘密保護が必要
- ✓ 過度な負担は、透明性確保の実効性を欠き、AI開発・活用を損なうおそれ

## (1) 基本的な考え方（目的）

- ソフトロー維持を前提
- 営業秘密・ノウハウ保護に十分配慮する
- 拙速でなく丁寧な合意形成が必要
- EUのAI法・OECD原則・広島AIプロセスとの国際的整合に配慮すべき
- 対応水準の差により、日本企業に負担が集中し、実効性も損なわれる懸念あり

## (2) この文書の適用を受ける対象

- 一律適用ではなくリスクベースで適用すべき
- まず生成AI開発者に原則1から段階的導入
  - 「開発者」「提供者」の定義・役割分担明確化

## (3) この文書が採用する手法

- コンプライ・オア・エクスプレインは、事実上の強制にならぬよう慎重な運用が必要
  - 非開示により不当な不利益を被らない配慮

## (4) この文書の受入れ状況の可視化

- 可視化は企業実務に即した柔軟設計とすべき

# 原則 1

- ✓ 透明性確保の必要性は理解するが、開示要求は真に必要な範囲に限定すべき
  - 学習データや設計仕様等の詳細開示は、営業秘密・ノウハウ流出の懸念が大きい
- ✓ 知財保護措置は、事業者に過度な負担を課さない現実的な設計が必要

## 【原則 1】（1）「透明性確保のための措置」

- 開示項目は、透明性に真に資する事項に絞るべき
  - 全項目のフリーアクセス開示は再考が必要
  - 営業秘密・プライバシー情報は明確に開示対象外と明記すべき
- 海賊版サイトからの学習抑止は、公的機関による情報収集・開示を要望

## 【原則 1】（2）知的財産保護のための措置

- 開示対象事項や「要旨」の粒度・公表方法を明確化が必要
- 「侵害しないこと」ではなく、「可能な限り措置を講ずること」とすべき
  - 侵害成否に関し、開発・学習の範囲（RAG等を含むか）を明確化し、30条の4との関係に言及すべき
- AI事業者とAI利用者の責任分担も整理

## 原則 2・3

- ✓ 原則2・3につき、権利者保護の問題意識は理解するが、本原則の請求権の根拠と実効性に疑問あり
  - 訴訟時に生成AI事業者の自発的開示を期待する制度は、実務上機能しにくい
  - 制度化するなら、請求権の根拠や関連法制度との関係を慎重に整理すべき

### 【原則 2】

- 権利者の立証負担軽減という目的は理解
- しかし、権利者の訴訟提起準備段階では、事業者には開示インセンティブが乏しく実効性に疑問
- 営業秘密を含むデータの開示検討・手続の負担も大きく、司法関係者も含めた慎重な検討が必要

### 【原則 3】

- 何の権利に基づく請求権かが不明確
- 非侵害確認のための広範な開示請求は、生成AI事業者に過大な対応負担を課すおそれ
- 権利者から警告を受けた利用者の保護が目的なら、原則2と整理統合する方向も考えられる

# 例外・その他

- ✓ OSS例外は公平性を欠き、日本のAI開発力低下を招く懸念がある
- ✓ 海外事業者も受容可能な範囲から段階的に導入すべき
- ✓ 企業単位に限らず、事業単位での柔軟な運用も必要

## 例外

- OSS利用のみで原則1～3の適用を免れるのは公平性に疑問
- 非OSSモデルへの要求とのバランスを欠く
- OSSの定義自体も明確化が必要

## その他

- 海外企業が対応しなければ、本コードの実効性は限定的
  - 高水準の開示を一挙に求めず、国際的に受け入れ可能な、段階的導入のロードマップが必要
- 企業ごとではなく、事業ごとの採否も可能とする柔軟運用が望ましい